

京都市人権文化推進計画に基づく事業報告書

京都市人権レポート



日々の暮らしの中で

互いの違いを認め合い

人権を尊重し合う習慣が根付いた

人権文化の息づくまち・京都



京都市

昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災によって、多くの方の尊い生命が奪われました。自然災害の前では人は無力であり、家族、地域等との「絆」を大切にし、助け合って生きていかなければならないことに、改めて気づかされました。

そして、普段から人と人とのつながりを意識し、他人を思いやる心を持つことが、結局、人権を守ることにつながるものであると、考えさせられた 1 年でした。

京都市では、人権を尊重する文化の構築に向け、平成 23 年度も多くの取組を進めてまいりました。その中から、一部を御紹介いたします。

支える（保障）

人権の保障は、建物の段差などの物理的な壁、また、誤った知識や偏見などの心理的な壁によって社会参加を妨げられている人々を支える仕組みを進め、すべての人がいきいきと暮らせるまちの実現を目指すものです。

ホームレスの方の自立に向けた支援

京都市では、ホームレスの方に対し、自立支援センターへの入所などによる就労に向けた支援とともに、京都市中央保護所や借上げを行っている簡易旅館への入所により、居宅での生活が可能と判断された方に対し、居宅生活への移行を積極的に推し進めています。

その結果、平成 23 年 1 月に行われた全国調査によると、京都市内のホームレスの方の数は 267 名で、人数が最も多かった平成 15 年 1 月の調査と比べると約 6 割減少しました。

今後についても「第 2 期京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づき、ホームレスの方の自立に向けた支援にしっかりと取り組みます。

「第 2 期京都市ホームレス自立支援等実施計画」 ＜平成 21 年度～平成 25 年度＞

＜目標＞
ホームレスの方が自らの意思に基づき安定した生活を営めること

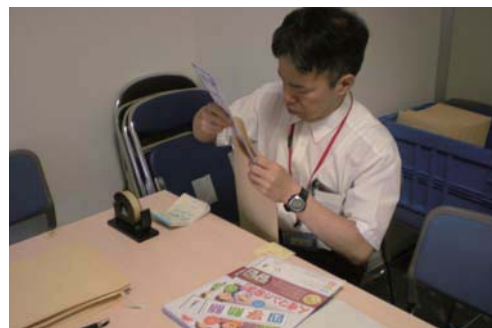
＜取組の三つの柱＞

- 総合的な支援 ●自立支援施策の推進
- 居宅生活を継続させるための支援と地域社会における理解

京都市役所における障害のある方のための職場実習・チャレンジ雇用

京都市では、障害のある方に将来の企業就職に向けたステップアップとしていただくことなどを目的として、平成 21 年度から職場実習・チャレンジ雇用を実施しています。

今年度は、市民サービスの最前線である区役所も含めた 16 の職場に 20 名の方を迎え、職場実習を行いました。また、実習を経験していただいた方の中から 6 名の方を選考し、本年 2 月から「チャレンジ雇用」として、本市の臨時的任用職員に採用しています。



はあと・フレンズ・ストアについて

京都市では、広く障害のある方がさまざまなかたちで関わった製品を「はあと・フレンズ」としてブランド化し、工賃アップをはじめ、企業連携・施設連携・市民協働による製品の開発、生産、販売の新しい事業モデルづくりを目指す、「はあと・フレンズ・プロジェクト」を実施しています。

昨年 10 月 1 日には、「はあと・フレンズ・ストア」をこのプロジェクトの一環として開店。市内施設のほとはあと製品販売や企業・大学との連携による製品づくりを進めています。

- 営業時間：10:30～18:30（19:00 まで試行営業中） ●定休日：毎週月曜日
- 所在地：京都市下京区函谷鉦町 80 番地 きらっ都プラザ京都産業会館地階
- TEL・FAX：075-221-8111
- Email：heart-friends@cap.ocn.ne.jp
- HP：http://www.hatarakimahyo.jp/hfp/
- ツイッター：(アカウント) はあと・フレンズ・ストア (四条烏丸) @heart_frineds



気づく 学ぶ（教育 啓発）

教育・啓発の取組では、人権の大切さに気づき、学ぶ機会の提供に努めています。

子どもを共に育む京都市民憲章

子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くため、市民共通の行動規範として制定された「子どもを共に育む京都市民憲章」。

この憲章を推進する条例（平成 23 年 4 月施行）に基づき、「推進協議会」の開催、毎年度の具体的な実践方策である「行動指針」の策定、モデルとなる活動に取り組む団体等を表彰する「実践推進者表彰」、「憲章の日（毎年 2 月 5 日）」を契機とした啓発活動など、様々な取組を行っています。

私たち一人ひとりが「子どもたちのために、今、自分ができること」を考え、今日から実践しましょう。

【平成 23 年度受賞団体一覧】

- 上京区赤ちゃんお祝い訪会問プロジェクト実行委員会 ●太秦学区自主防災会
- 市私立幼稚園 PTA 連合会 OB 会 はのんの会 ●市保育園連盟
- Jafore ジャフォーール 日本語を母語としない家族のための子育て支援チーム
- 子育ては親育て・みのりのもり劇場 ●左京区「人づくり」ネットワーク実行委員会
- 市住吉児童館母親クラブ 人形劇サークル「おさるのかごや」 ●トコトコの会京都

子どもを共に育む京都市民憲章＜行動理念＞

わたしたちは、

- 1 子どもの存在を尊重し、かけがえない命を守ります。
- 1 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- 1 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- 1 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆（きずな）を大切にします。
- 1 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- 1 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

（平成 19 年 2 月 5 日制定）

人権情報誌の発行や講座・イベントの開催

市民や企業等の皆さんが人権尊重を基盤とした活動を行うことができるように、人権啓発講座の開催、人権情報誌（※）の発行、人権啓発サポート制度（ビデオ貸出しや資料提供、講師派遣等）や市民団体等への活動助成などを通じて、皆さんの取組を支援しています。お近くの区役所・支所などで開催される人権啓発イベントや講演会、映画上映会、作品展示会等についても、お知らせしています。

自分も相手も大切にすることについて、気づき、学び、考え、共に行動しましょう。



※区役所・支所のまちづくり推進課、市役所の市政案内所ほかで配布しています。また、京都市人権文化推進課のホームページでもご覧いただけます。

まもる（相談 救済）

相談・救済の取組では、人権が侵害されないようにまもるための情報発信や人権上の問題について気軽に相談できる機会の充実に努めています。

児童虐待の防止に向けて

児童相談所では、子どもの虐待についての相談・通告を 24 時間受け付けています。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、ためらわずに連絡（通告）してください。間違っても構いません。連絡（通告）した人の秘密は法律で守られます。



オレンジリボン
（児童虐待根絶のシンボルマーク）

- 児童相談所全国共通ダイヤル（24 時間対応）
☎0570-064-000
- 京都市児童虐待防止 SOS 専用電話（24 時間対応）
☎075-801-1919

京都市 DV 相談支援センターの相談窓口について ～あなたのまわりで悩んでいる人はいませんか？～

京都市 DV 相談支援センターでは、相談、情報提供、安全確保のための保護命令申立てに関する支援、その他自立支援まで、区役所・支所・児童相談所などの関係機関との連携のもと、DV 被害者への継続的な支援を実施しています。



- 相談受付時間 月～土曜（日曜・祝日・12/29～1/3 を除く）9:00～17:15
- 相談電話番号 ☎075-874-4971
- 緊急ホットライン ☎075-874-7051（相談受付時間外はこちらの電話番号へ）

御相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。
お気軽に御相談ください。

＜支援内容＞

- ①相談・緊急ホットライン
- ②カウンセリング
- ③緊急時における安全の確保に向けた支援
- ④自立生活促進のための支援
- ⑤保護命令に係る情報提供
- ⑥保護施設に関する情報提供

人権相談窓口（平成24年3月現在）



女性（男女共同参画）

- ◆京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」 TEL.075-212-7830（相談専用）
- ◆京都市DV相談支援センター TEL.075-874-4971
- ・京都府男女共同参画センター らら京都 TEL.075-692-3437（相談専用）
- ・京都府家庭支援総合センター TEL.075-531-9910

子ども・若者

- ◆＜児童福祉＞京都市児童福祉センター（南区、伏見区以外にお住まいの方）
TEL.075-801-2929
- TEL.075-801-1919（子ども虐待SOS専用電話／24時間対応）
- ◆＜児童福祉＞京都市第二児童福祉センター（南区、伏見区にお住まいの方）
TEL.075-612-2727
- ◆＜教育、子ども・若者相談＞京都市教育相談総合センター
こども相談センター パトナ
TEL.075-254-1108（カウンセリングセンター）
TEL.075-213-5657（京都市子ども・若者総合相談）
- ◆＜子ども・若者相談＞中京青少年活動センター
TEL.075-708-5440（京都市子ども・若者総合相談）
- ◆＜教育相談＞いじめ相談24時間ホットライン（電話相談のみ）
TEL.075-351-7834
- ◆＜教育相談＞障害にかかわる子どもの教育 電話相談（電話相談のみ）
TEL.075-254-1155
- ・＜教育相談＞京都府総合教育センター
TEL.075-612-3268, 3301



高齢者

- ◆京都市長寿すこやかセンター TEL.075-354-8110（高齢者110番）
- ・京都府高齢者情報相談センター TEL.075-221-1165

障害のある方

- ◆＜精神＞京都市こころの健康増進センター TEL.075-314-0874（相談専用）
- ◆＜発達障害＞京都市発達障害支援センター かがやき TEL.075-841-0375
- ・＜身体＞（社）京都市身体障害者団体連合会 TEL.075-822-0770
- ・＜知的＞（社）京都手をつなぐ育成会 TEL.075-812-1700

外国人・外国籍市民

- ◆京都市国際交流会館 TEL.075-752-3511
- ・（財）京都府国際センター TEL.075-342-0088

感染症患者等

- ◆京都市保健福祉局保健衛生推進室保健医療課 TEL.075-222-4421

ホームレス

- ◆京都市中央保護所（ホームレスの方からの無料法律相談）
【問合せ先】TEL.075-251-1175
（京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

同和問題（人権全般）研修用資料の提供、ビデオ等の貸出し、研修会への講師派遣）

- ◆京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
TEL.075-366-0322

市民生活

- ◆京都市消費生活総合センター
TEL.075-256-2007（市政一般、法律相談） TEL.075-256-0800（消費生活相談）
TEL.075-256-2140（交通事故相談） TEL.075-256-3160（多重債務相談）
- ・京都府府民総合案内・相談センター TEL.075-414-4235
- ・京都府消費生活安全センター
TEL.075-671-0004（消費生活相談） TEL.075-671-0644（個人情報相談）
- ・京都府家庭支援総合センター TEL.075-531-9600
- ・京都中小企業労働相談所 TEL.0120-786-604（労働相談フリーダイヤル）
- ・法テラス京都（国が設立した公的な法人です）
TEL.0503383-5433（相談窓口の案内と収入等が少ない方からの無料法律相談）

犯罪被害者

- ◆京都市犯罪被害者総合相談窓口
（公社）京都犯罪被害者支援センター TEL.075-451-7830（相談電話）

人権擁護委員による人権相談

- ・京都地方法務局
全国共通人権相談ダイヤル ナビダイヤル0570-003-110
子どもの人権110番 フリーダイヤル0120-007-110
女性の人権ホットライン ナビダイヤル0570-070-810

人権研修に関する相談（人権啓発サポート制度）

- ◆京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
TEL.075-366-0322
（人権研修に係るビデオの貸出・資料の提供・講師派遣の御相談）

HIV検査（無料・匿名）

京都市では、HIVの早期発見及び正しい知識の普及を目的として、無料・匿名で検査を実施しています。検査時には、保健師等によるカウンセリングを実施しており、感染不安等について相談いただくことができます。

また、平日各保健センターで実施する検査は、他の性感染症検査も同時に受けていただくことができます。

◆HIV・性感染症同時検査（予約不要）

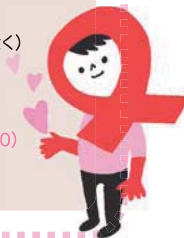
場所：各保健センター
日時：月～金に実施（各保健センター毎に週1回：祝日除く）

◆夜間検査（要予約：保健医療課222-4421）

場所：下京保健センター
日時：毎月第2・第4水曜日 午後6時～午後7時30分

◆休日検査（要予約：（財）京都工場保健会0120-636-040）

場所：（財）京都工場保健会
日時：毎月第1・第3土曜日 午後4時～午後6時



法律相談

人権問題など、日常生活の中で起こるあらゆる法律問題に関して、弁護士が専門的な立場から相談に応じる、無料法律相談を実施しています。

	日時	備考
消費生活総合センター	◆毎週月・火・木・金曜日 ◆午後1時15分～ 午後3時45分	当日午前9時から整理券配布【先着15名】（金曜日は予約制：前の週の月曜日午前9時から電話受付【予約15名】）
	◆毎月第2、第4水曜日 ◆午後6時～午後8時	予約制：前の週の月曜日午前9時から電話受付【予約12名】

※1 問合せ 京都市消費生活総合センター TEL.075-256-2007

※2 毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。
受付方法などは、各区役所・支所まちづくり推進課にお問い合わせください。

人権擁護委員による人権相談の実施

常設相談

・京都地方法務局
（月～金曜日（年末年始と祝日を除く））
午前8時30分～午後5時15分

特設相談

※電話での相談は受け付けていません

- ・京都府府民総合案内・相談センター
（原則毎月第2木曜日午後1時～午後4時）
相談予約電話 TEL.075-414-4235
- ・京都市消費生活総合センター
（原則毎月第4木曜日午後1時～午後4時）
相談予約電話 京都いつでもコール TEL.075-661-3755



上記相談窓口の所在場所の確認には、「京都市人権相談マップ」を御参照ください。

区役所・支所のまちづくり推進課、市役所の市政案内所ほかで配布しています。
また、京都市人権文化推進課のホームページでも御覧いただけます。



京都市文化市民局市民生活部人権文化推進課
〒604-8006京都市中京区河原町通御池下丸屋町394番地Y・J・Kビル3階
TEL.075-(366)-0322